

委任状

※委任状は、すべて委任する本人が自署してください。
※委任者以外の方が書くと無効になります。
※代理人の方の本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)をご持参ください。

【委任者】（たのむ人）

作成日 令和 年 月 日

住所

氏名

生年月日（明・大・昭・平） 年 月 日

日中の連絡先

☎ — —

【代理人】（たのまれて窓口に来る人）

住所

氏名

生年月日（明・大・昭・平） 年 月 日

私は上記代理人に、以下の事項を委任します。

【委任事項】 ※委任内容に必ずチェック☑等をしてください。記載がないものの発行、届出はできません。

《住民票の変更にすること》 ※転出届の場合のみ住み始める予定の日も含む↓

住所変更届（☐転入届 ☐転出届 ☐転居届） 新しい住所に住み始めた日：令和 年 月 日

世帯変更届（☐世帯主変更 ☐世帯合併 ☐世帯分離 ☐世帯変更）

☐マイナンバーカードの券面記載事項変更（住所データ等変更）の届出

《証明書の交付申請及び受領にすること》

☐住民票の写し「世帯全員分」（ 通） ☐住民票の写し「個人分」（ 通）

☐除票の写し（ 通） 対象者氏名： 生年月日：（明・大・昭・平・令） 年 月 日

住所：

住民票には、次の事項の記載ができます。必要な場合は下記の□に☑をしてください。

☐本籍・筆頭者（ ☐国籍等 ☐在留カード等の番号 ☐在留資格 ☐通称履歴 ）

☐世帯主・世帯主との続柄 ☐マイナンバー ☐住民票コード

しマイナンバー・住民票コードを記載する場合は、本人宛に郵送となります。除票には記載されません。

☐住民票記載事項証明（ 通） ☐住民票コード通知票（ 通）

☐戸籍全部事項証明（謄本： 通） ☐戸籍個人事項証明（抄本： 通）

☐除籍・改製原戸籍（謄本： 通）（抄本： 通） ☐戸籍記載事項証明（ 通）

※相続関係

☐（ ）の死亡の記載があるもの [セット]

☐（ ）と（ ）が一緒に記載されているもの [セット]

☐（ ）の出生から死亡まで（相続人特定のため） [セット]

☐戸籍の附票の全部事項証明（謄本）（ 通） ☐戸籍の附票の個人事項証明（抄本）（ 通）

※戸籍の附票の記載事項 ☐本籍・筆頭者 ☐在外選挙人名簿登録地 ☐住民票コード

住所：（ ）から

住所：（ ）まで記載のあるもの

し住民票コードを記載する場合は、本人宛に郵送となります。除票には記載されません。

☐身分証明書（ 通）

☐その他（具体的に記載してください）

の交付申請及び受領

《使用目的・その他追記欄》

※ 2 面 の 注 意 事 項 を 必 ず お 読 み く だ さ い 。

☆ 注 意 事 項 ☆

【ご本人へ】

- 委任状は、**すべて委任する本人が自署**してください。委任者以外の方が書くと無効になります。
- 住民登録をしている住所**をご記入ください。**住所の確認がとれない場合、受付できません。**
- 黒または青のボールペン・インク・サインペンでご記入ください。
消せるボールペンは使用できません。
- ゴム印・シャチハタ印は無効です。
- 委任状に記載のないものの発行、届出はできません。記載漏れの無いようご注意ください。
- 間違えたときは、二本線で訂正し、訂正印を押印して余白に正しく記入してください。
- 修正テープ等を使用したものは無効です。

【代理人の方へ】

- 代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書等）をご持参ください。

【住民票の変更にすること】

- 委任状に不備がある場合は届出ができません。記載漏れの無いようご注意ください。
- 委任者の住所は必ず、住民登録をしている住所（住所変更をする前の住所）をご記入ください。
- マイナンバーカードの住所データ等を変更する際に、本人のマイナンバーカード及び
*数字4桁の暗証番号の照合が必要です。

* ご自身で設定されたマイナンバーカードの住民基本台帳用の暗証番号です。

暗証番号を記入したものを他人の目に触れないよう、封筒に封入、のり付けをして、代理人に持参させてください。

※記入したものは返却できませんのでご了承ください。

【証明書の交付申請及び受領にすること】

- 委任状に記載のないものは交付できません。記載漏れの無いようご注意ください。
- 以下の項目がわからない場合は、証明書を交付できません。
 - ・住民票(世帯全員分)の写しの申請の場合 → 世帯主氏名
 - ・戸籍証明(戸籍、附票、身分証明)の申請の場合 → 本籍、筆頭者
- マイナンバー・住民票コードが記載された住民票や、住民票コード通知は代理人に直接手渡すことができません。本人(住民登録地)宛の郵送となりますので、別途切手代が必要です。
※郵便物等の転送の届出をしている場合、郵送ができませんのであらかじめご確認ください。
- 印鑑登録の申請・登録の際は別の委任状が必要です。
- 本人通知制度に登録している委任者の証明書を代理申請した場合、交付した事実を委任者に通知します。

* 本人通知制度とは、本人以外の第三者に戸籍や住民票等の証明書を交付した場合、ご本人にその事実をお知らせする制度です。

※偽り、その他不正な手段により委任状を作成・行使した場合は、処罰の対象となります。